法科大学院擁護論

――法科大学院をつぶすな、つぶすなら法学部をつぶせ!*―

萩原金美(本学名誉教授)

*この副題は80歳を過ぎた老人の言葉として は粗暴、激越に過ぎると我ながら思わぬでも ないが、私の本心の叫びであるからあえて書 き留めておく。

目次

- 1 はじめに 四面楚歌の法科大学院
- 2 法科大学院は「この国のかたち」を変える — 「縦社会」から「横社会」への転換の 担い手
- 3 法科大学院か,法学部か? 究極的な選 択・その1
- 4 法の担い手の特殊日本的存在形態(法曹と 準法曹との併存)をどうするか? — 究極 的な選択・その2
- 5 補論 法科大学院出身者を待つ多様な職域
- 6 結語 この後の者にも

1 はじめに — 四面楚歌の法科大学院

法科大学院は今や危急存亡の秋を迎えている ようにみえる 1 。

2012 年 4 月 20 日総務省は、司法試験の合格 者数を年 3 千人に増やし、法曹人口を計 5 万人 程度にするとの政府方針を下方修正するよう法 務省などに勧告した。これには法科大学院の定 員削減や統廃合の必要性も含まれている。

この勧告内容自体は従来から提起されている 日弁連・弁護士界などの主張とも軌を一にする ものであり、驚くには当たらない。おそらくは これに対する真剣な反対は勧告先からも起きな いのではないか。しかし,私にはこれは実に異様な所業と映ずる。行政府の一部門に過ぎぬ総務省(の一部局)が政府の正式に決定した方針,しかも司法の根幹にまで影響を与えかねぬ重要問題についてこのような勧告を出したのである。たしかに総務省(行政評価局)は「各府省の政策について,評価専管組織の立場から評価を実施し,政策の見直し・改善を推進」する職務権限を有する。だが,この勧告は意識的・無意識的に司法制度改革を崩壊させ,ひいてこれと連動してなされるべき行政改革²⁾を阻止し,自らの現状を温存することに寄与するという反動的な効果をもたらすものなのである。その形容を絶する危険性は声を大にして指摘されなければならない³⁾。

法科大学院の創設は、裁判員制度の導入およびいわゆる法テラスの発足とならぶ司法制度改革の三本柱の一つとされる。そしてこの三つの中で法科大学院の創設すなわち法曹養成制度の根本的改革=法曹人口の飛躍的増大こそは、裁判員制度や法テラスがその所期の機能を十全に果たしうるために不可欠の前提要件を成すものであって、それが危殆に瀕することは、とりもなおざず司法制度改革全体の帰趨に決定的ならず、後述するように法科大学院制度はいわゆる縦社会から横社会への転換を容易にし、この国の積年の通弊である縦割り規制行政がを廃絶できる起爆剤としての大きな可能性を秘めている。この意味において法科大学院制度はまさに司法

制度改革審議会(以下「司法審」という)意見 書のいう「この国のかたち」6)を変える力の源 泉そのもの、まさに日本の将来に対する掛替え のない貴重な遺産の提供というべきものなので ある。(この点はその重要性にかんがみ2で再 説する。)遺憾ながら法科大学院問題をあげつ らう論者は意識的・無意識的にこの大事を無視 ないし看過する近視眼的誤りを冒している。上 記の総務省勧告ももちろんその例外ではない。

私は司法審意見書が発表された当時,「最悪のシナリオを考えると、日本の法曹養成制度は 異常な長期間(法学部+法科大学院+司法修 習)、コスト高、品質粗悪という三大欠陥を抱 え込んだ制度に堕しかねない危険をはらんでい ることを警告」した⁷⁾。その私が今ここに四面 楚歌の法科大学院に対して擁護論を声高に主張 しようとするのは、法科大学院存亡のシグナル の作動はすなわち司法制度改革崩壊の最大の予 兆に他ならないからである。

法科大学院発足と時を同じくして73歳で法学教育の現場から退いた私は、傍観者の身は法科大学院を含む司法制度改革の諸問題に関する無責任な発言は禁欲すべきだと考え、主にスウェーデン法の研究に没頭する日々を送ってきたのだが、裁判法研究者として長年取り組んできた司法制度改革とりわけ法科大学院問題に関する関心、懸念は一日も脳裏を離れたことがない。スウェーデン法研究の仕事を進める中で法科大学院について「この壮大な社会的構築物が既にして重度の変質過程にあることは紛れもない」というような重大・深刻な発言8)などを耳にして心が休まらず座視しがたい思いを感じざるを得なかった。

幸いというべきか、別に意図的にスウェーデン法と司法制度改革という二つの問題への取組みという両面作戦を敢行したわけではないのだが、諸般の事情に迫られてスウェーデン法研究の合間に法科大学院に直接・間接に関連する若干の論稿を発表してきた⁹⁾。わが晩年における「スウェーデン法三部作」を刊行し、スウェー

デン法研究者としての一応の義務(と自分で考えるもの)を果たし得た現在,上記諸論稿を踏まえて法科大学院擁護のためのささやかな論陣を張ろうとするのが本稿の意図である

司法審会長であった佐藤幸治博士の著書に白 洲正子氏の「一人の力ではどうにもならぬもの である。だが、一人の力を信じなくて何ができ るというのだろう」という言葉が引かれてい る¹⁰⁾。昨今のわが国の混迷を極める政治・経 済・社会状況をみるにつけ個人の無力さを痛感 する。私ごとき老耄の一研究者の発言が果たし て法科大学院擁護に何か意味をもちうるのか甚 だ心許ないけれど、この国のより良き明日のた めに、法科大学院で学ぶまたは学ぼうとする現 在および将来の学生諸子のためにどんなに些少 でもプラスになりうることをしておきたい。そ んな思いに駆られ白洲氏の言葉の真理性を信じ て本稿を世に問う次第である。

(カオス理論の「バタフライ効果」によれば、アフリカ大陸で羽ばたく一匹の蝶の羽が生み出す振動がアメリカにハリケーンを引き起こすことだってあり得ないではないといわれる¹¹⁾。本稿がこの一匹の蝶の羽の役割を果たしうるかも知れないのである¹²⁾。)

2 法科大学院は「この国のかたち」を変える

――「縦社会」から「横社会」への転換の担い手

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律(いわゆる連携法)附則 2 条は、同法施行から 10 年を経過した時点(平成 25 年 4 月)における見直し条項を置いている。それまでにはまだ 2 年ほどの時間的余裕があるものの、法科大学院をめぐる諸般の厳しい状況にかんがみロースクール研究 17 号(2011 年 5 月刊行)は「司法制度改革審議会意見書の 10 年」と題する特集を組んでいる。そこでは法科大学院協会理事長・青山善充教授のものを始めとする 4 篇の論考が掲載されている。

司法審意見書からみた法科大学院の現実と課題を論ずる青山氏の論考に触発されて本節でも

法科大学院設置の前史をいささか回顧してみたいと思う。大袈裟な言い方だが、温故知新ということもある(この国の法律家の世界は健忘症患者で溢れているのだ¹³⁾。実は法科大学院の設置・発足にあたって意識的・無意識的に放置された諸問題が法科大学院の今日の惨状を招いているからである。

そもそも法科大学院創設の提案は大学の外からなされたものであり(その火付け役というべき存在は柳田幸男弁護士)14)、大学ョリ具体的には法学部教員は法科大学院の設置に決して積極的ではなかったこと,しかるに司法審が設置され,法科大学院創設の問題が俎上にのぼるや否や多くの大学が法学部のそのままの存在を前提とする自己防衛の色彩が極めて濃厚な法科大学院構想を次々と提案したことが指摘されなければならない。法学部廃止という根源的な提案をした大学は皆無であった。(私はこれを大学案は右手と左手が正反対のことをしているのと同じに思えると評した15)。

このことについては現在では大学人(法学部 教員)の間にも多少の反省がみられるようであ る。瀬木比呂志氏(当時判事,現在は退官して 法科大学院教授)の著書における以下の記述は その一端を示しているといえよう。

「研究者の方々からも『……大学においても, たとえば文部科学省の意向を伺うような傾向, 習性」が存在し、「その根は日本社会の保守性, 権威主義的傾向といった構造的な問題……にあ るのかもしれない』との意見があった」¹⁶⁾。

「研究者の方々のうち相当部分からも、『大学は、今回の制度改革に対しておおむね受け身の対応に終始し、大学自身が、法学教育・研究の問題を主体的に考え、克服するための制度として法科大学院制度をとらえてこなかった(各大学がまずはみずからの生き残りの方向へと走ってしまった)傾向は否定できないと感じる』との感想をお聴きしている[17]。

法科大学院をめぐる論議の中で当時の太田誠 一総務庁長官は、「国家公務員の法律職という

試験は司法試験と同じものであっていいのでは ないかということを考え」ていると示唆的な発 言をしている18)。そして柳田氏、田中成明、 阿部泰隆両教授は同様の意見を明確に表明して いる。すなわち、柳田氏は「国家公務員1種試 験のうち法律職の試験については、司法試験を もって代えることにする。」ことを提案し,田 中氏は「国家公務員の法律職などは、司法試験 と一体化し, 法曹資格保持者が行政にも進出す る方向に向かうべき」だとし、阿部氏は「国家 公務員上級職試験の法律職を廃止し、官庁は法 律職としては司法修習を終えた者から優秀な者 を採用すべきである。」と主張する19)。全く正 当な意見であり、これが採用されていれば、わ が国における法の支配の確立は大きくその歩を 進めたことは明らかである。しかし、明治以降 確固として存続してきたわが国特有の擬似的法 の支配の担い手の中枢を揺るがすこのような改 革を司法制度改革の中で実現することは容易で はないので、私自身は「三氏の意見に大賛成な のだが、そう簡単にゆくかどうか楽観できない。 強力な政治指導を期待するゆえんである。|20) と述べて、太田氏やこれに同調するであろう政 治家諸氏(とくに法曹有資格者)の影響力に大 きな期待を寄せたのであった。

しかしこれに関する事態はなんら変わっておらず、司法試験と公務員1種試験(以下、上級職試験という)とは全く別個独立のままである²¹⁾。

太田氏は最近政界からの引退を表明しており、現在の国会議員の中に太田氏と同様の卓見を有する人が存在することを私は寡聞にして知らない。田中氏は現在文部科学省の法科大学院特別委員会の委員であるが、その立場から可能な限り自説の正当性の主張・実現に努めて欲しいと願わざるを得ない。

ところで、上級職試験の合格者そして各省庁 の最終的採用者の大部分は東京大学および京都 大学の各法学部の出身者である。両大学に法学 部が存在しなければ上記の問題は難なく解決し てしまうであろうことは明らかである。ここに 法学部の存在が法科大学院問題=法曹人口問題 の大きな障碍の一つ——実は最大の障害——で あることが看取されるのである。

上級公務員法律職の採用者が法科大学院出身 者であるべきことの重要性について、司法審の 審議の過程で、私は以下のように論じた。

「彼らはそれぞれの中央省庁における関係法 令の立案に携わり、通達類の作成を行い、法規 の解釈・執行に重要な役割を演ずる。内閣法制 局の参事官(補)も各省庁から出向するのが通 例のようである。彼らが法学部教育しか受けて いないのでは、法の支配にとって大きな悪影響 があると考える。法は単に行政目的の実現に資 するものではなく, また, 論理的整合性を完備 しているだけでは足りない。それは国民にとっ て権利の主張・実現の手段としての実効性を備 えていることが肝要である。そのためには、裁 判手続の実態にまで配慮した立法 (案) 作業が 必要であり、そのような能力を身につけるため には最低限, 法科大学院での教育と司法修習を 経ることが必要であろう。これまでその必要が 感じられなかったのは、そもそも行政訴訟の提 起が原則的な事態と認識されていなかったから ではあるまいか。通達類と行政指導だけで足り るならば、精緻な形式的法律論理を駆使できる だけの能力でこと足り,優秀な法学士で十分だ からである。(22)

東日本大震災およびそれによる福島第一原発事故とこれに関連する事故処理その他の様々な出来事が日増しに明らかにしつつあるのは、わが国の擬似的法の支配、その制度的表現ともいうべき縦割り規制行政のもたらした積年の弊害だといってよい²³⁾。この弊害の認識は少なくともバブル崩壊後は心ある多くの観察者に共有されてきたことといってよいと思うが、3.11とその後の出来事はこれを白日の下に晒したのである。古賀茂明氏は「天下り」が全ての制度の改革を阻む根本原因だと指摘するが²⁴⁾、天下りを現実的に可能ならしめているのは縦割り

規制行政なのである。また、公益通報者保護法が全く空文化しており、内部告発が国家・社会の浄化機能を果たしえない根源にもわが国の公私の組織のガンジガラメの縦社会的構造、それを支える縦割り規制行政の存在が看取されるといってよい。

(ちなみに、千葉恭裕氏(人事院人材局審議 官)の論考によれば、法科大学院出身者で上級 職試験を受験する者について合格率は高いが採 用率は非常に低いとのことで、その理由の一つ として「自分としてはぜひとも志望する省庁の 中に入って実力を発揮してみたいと、熱意や説 明力をしっかりアピールしない限りは、残念な がら採用には結びつかない。」と説明されてい る25)。この説明は一見もっともなようである が、私としてはいささか異論を有する。当初か ら特定の省庁入りを熱望している者が必ずしも 公務員として適格だともいえない面があるので はないか。なぜならば、このような若者は容易 に周囲の悪しき洗脳を受けて省益すなわち国益 と即断し, 国民の利益に反する既得権益の擁護 者と化してしまうおそれのある, いわば既得権 益の立場からの期待と願望に容易に応え得る従 順な公務員志望者でしかない可能性がある。そ れに激動する時代の推移の中で行政組織も不断 に変化せざるを得ないから, あまりに硬直した 特定の既存の組織への帰属意識の保持者は公務 員としてむしろマイナスな面もあるのではある まいか²⁶⁾。

法曹資格を有する法科大学院出身者はキャリアの途中で組織を飛び出してもその資格と経験を活用して再生の道を比較的容易に見出すことができる²⁷⁾。本人にとってはもちろん国家・社会にとっても貴重な人的資源の有効利用としてすこぶる望ましいことである。そういう法曹資格を有する者の転職の現実的可能性が、次第に縦社会のこの国を横社会に変えて行く。(新聞記者も法曹資格を有する者は転職の可能性が高いから、マスゴミと批判・蔑視される大新聞やテレビの論調も大きく変化せざるをえまい。)

その変化は緩慢にあるいは急激に生ずるだろうから、軽々な予測を許さないけれど、遅くとも1世代30年を経たこの国は現在の縦社会から横社会に実質的に転換していることだろう。法科大学院は今まさにこの転換の重要な担い手を創出しつつあるのである。法科大学院の廃止や縮小を主張する論者はこの理を悟るべきである。このことを切言しておきたい。

他方、意見書の所期する法科大学院による法 曹の大量養成に対しては、それが伝統的な弁護 士業務への経済的直撃に連動する面があり、日 弁連・弁護士界の側からの切実な反対論は今や 悲鳴とも聞こえる。弁護士急増が既存の弁護士 に与える影響の深刻さについては、例えば河野 真樹『大増員時代の弁護士 弁護士観察日記 PART 1』(2011),『破綻する法科大学院と弁 護士 弁護士観察日記 PART 2』(同)『司法 改革の失敗と弁護士 弁護士観察日記 PART3』(2012) (いずれも共栄書房) が活写 している。私自身も実務にはほとんど関与して いないにせよ長年弁護士登録を続けている者で あり、裁判法研究者といっても徒に大所高所か らの理想論を振りかざして現実の弁護士たちの 窮境に目を覆うつもりは毛頭ない。

河野氏は多年『週刊法律新聞』の編集長を務 めた人であるから、おそらくこの改革が既成の 弁護士たちに与えつつある深刻な影響について 最も豊富な情報を有していることだろう。そし てその立場から氏は、著名法学者や大新聞など が描く法科大学院支持論に対して厳しい批判論 を展開している。私は司法評論家とでもいうべ き氏の活動に注目しており, 多くの弁護士現場 の声を率直に代弁していると感じられる氏の所 論の正当性を一部是認することに吝かでない。 しかし残念ながら氏の議論には、上述した法科 大学院が「この国のかたち」を変える大きな可 能性に対する視点が脱落していることが惜しま れる。が、たぶんこれは氏の意識的な選択なの だろう。氏はあえて鳥の目を捨てて虫の目にこ だわり、市井・町場の弁護士に密着した司法ジ ャーナリストであることを大切にしているのではないか。それはそれでリスペクトに値する仕事だと思う。いずれにせよ,氏の仕事は裁判法のフィールドワークともいえる面があり,裁判法研究者にとってすこぶる有益である。好漢自重せよ! とエールを送りたい²⁸⁾。

日弁連・弁護士界の増員反対論に対する批判については、拙稿「司法制度改革と日弁連新会長 —— 日弁連は司法制度改革を逆行させるのか」神奈川ロージャーナル3号(2010)に書いたことをそのままここに援用して再説を避ける。その後、日弁連会長は激烈な選挙の結果変わったけれど、法科大学院問題=法曹人口問題に関するかぎり新旧両者にどんな違いがあるのか不敏な私には不明である²⁹⁾。

ただ、最後に私の率直な心情を少し吐露して おきたい。

司法審意見書を読んだとき、意見書は結果的に(意図的とは思わないが)弁護士制度と大学の法学教育という二つの攻撃しやすい部分に改革の集中砲火を浴びせたのではないか、という複雑な思いが私の脳裏を去来した。これを前置きとして私は以下のように書いた。

「弁護士制度も大学も強固な自治に守られており、ことの性質上改革なるものは内部からは極めて困難だから、自治はしばしば改革を阻害する原因の温床となる。この意味では審議会という第三者による大手術もやむを得ないといえよう。しかし矛盾したことをいうようだが、大学はもちろん弁護士制度も外部からの圧力にすこぶる弱い面がある……。弁護士制度や大学の改革については慎重な配慮が求められるといわなければならない。」30) 今でもそう思っている。

およそ改革というものは痛み(しかもしばしば激烈な)を伴う。その痛みが必ずしもフェアに分有されるわけではないのが問題だが、それは改革が人間の営為である以上ある程度まで不可避的と諦めるしかない。弁護士自治や大学自治(実際には教授会自治)の濫用が今日の自らの窮境を招来したのだ、という謙虚な反省も必

要ではあるまいか。(大学自治のことは次節で扱うべきだろうが、叙述の関連上ここで言及した。そもそも3と4とは同じ盾の両面というべき問題を包蔵しているので論述が未整理との印象を与えるかも知れないが、問題の性質と私の能力の貧困にかんがみご了承を乞うほかない。)

3 法科大学院か, 法学部か ── 究極的な選択・ その 1

法科大学院は米国のロースクールをモデルとしているようにみえる³¹⁾。少なくとも比較法的にみて世界の法学教育・法曹養成制度の中で法科大学院に最も近似しているのは米国のロースクールである。しかし米国には学部レベルにおける法学教育は存在しない。したがって,法科大学院創出の論議においてまず問題とされるべきであったのは既存の法学部と法学部との関係,具体的には法学部をどうするのかということであったはずである。しかし奇妙なことにこのような議論は皆無に等しいのである³²⁾。

私自身は法学部の廃止など現実的にはとうてい不可能なことにかんがみ、法学部が法を中心とした一般教養学部または(および)一般教養 (前半)+中級法律職のための徹底した職業教育(後半)に変身することを試論的に提言した333。しかし、賛否は別としても私見に真剣に耳を傾けてくれた人を知らない。論者は法科大学院と法学部との教育上の役割分担という難問をどう考えていたのか。あるいは何も考えていなかったのかも知れない。だとすれば、その思考停止ぶりは理解しがたいものがある。私は自己の提案に関連して次のように述べた。

「全国各大学における法科大学院に関するシンポジウムが引っ切り無しに行われている。関係者の真摯な努力を認めつつあえて直言するが、筆者には壮大な時間とエネルギーの浪費としか思われない。このことはシンポジウムに招かれる講師の顔触れが一部固定していることからも明らかだと思う。本当に法学教育、法曹教育を改革したいならば、他にもっと考えるべきこと、

やるべきことがあるのではないか。/かつて山本七平氏は『「空気」の研究』(1977,文芸春秋/1983,文春文庫)というユニークな著作を書き、日本における重要な意思決定(戦争を含む)が「空気」による決定であることを解明してみせた。いま法科大学院に関する大学(人)の言動を目撃して山本説の正しさが例証されていることを痛感せざるを得ない。日本的知性の限界を思い知らされた気がする。この問題と真剣に対決することなしには、司法制度改革は結局この国に豊かな結実をもたらさないのではないかという不吉な予感さえ覚える。この率直な感想をあえて記しておく。|34)

これを書いたのは21世紀に入った年すなわち2000年のことだが、10余年前の不吉な予感は今まさに現実化しようとしつつある。誤解を避けるため断っておくが、私は決して徒に他者を批判するためこんなことを書いているのではない。(私だって当時、大学経営・運営の責任の一端を担うような立場にあれば、生き残り策として同様のことをしたかも知れないのである。) 司法制度改革の所期の目的を実現するために同じ誤りを繰り返して欲しくない一念からの所為である。

この文章に続けて私はこう書いた。「われわれは進むも地獄,退くも地獄」というべき厳しい状況の中にあると思う。だとすれば,座して自滅の道を選ぶのではなく,死中に活を求めて改革の道を前進するよりほかないのではないか。今こそいわば悲観的な楽観主義が必要なのである。」35)しかるに,法科大学院発足前後の時期の大学関係者などの間には能天気な楽観主義が瀰漫していた。例えば,学生に対する経済的影響の問題についても実に雑駁で安易な議論しかなされていなかったのである36)。

司法制度改革が所期する法曹養成を実現する ためには法科大学院の入学者は法学未修者を原 則とする必要がある³⁷⁾。そうでなければ多様な 人材を法科大学院ひいて法曹界に集めることは できない。ところが,法科大学院には未修者の ほか,既修者および隠れ未修者が存在する。そして3者は全く同一の条件の下に司法試験を受けるのである。これは明らかに極めてアンフェアだといわなければならない。しかも新司法試験は旧司法試験以上に筆記試験重視にこりかたまっているのみならず,その筆記試験なるものの主流はなお旧司試式の試験,つまり長年かけて記憶してきた知識の吐出しで対処できる試験だといわれる38)。

その結果として何が現実に生じているのか。 久保利教授(弁護士)によれば、「もはや真正 未修者は絶滅寸前である。真正未修者の司法試 験合格率の低迷と増員の停滞に、多様性の担い 手たる真正未修者自身がたじろいでいるのが現 実であろう。」とのことである³⁹⁾。

そして久保利氏は、新司法試験について「法務省と司法試験委員会が新司法試験と法科大学院の意義を理解していない」として次のように述べる。「短答式試験という記憶とスピードを競う試験が存置されたままで司法試験法が改正されず、合否決定の総合点にも算入するのは、法務省や司法試験委員会の意識が旧試験から抜け出ていないからである。未修者を標準とする以上、その法律知識の範囲や、深度を従来とは異なった基準で判定」すべきだ400。この主張は短答式がまだ存在しないころの旧試験の恩恵で短期間に合格できた私の個人的経験に徴しても全く正当だと思われる。

また米倉教授は現状の改革案として,①司法 試験の競争試験から資格試験への移行,②受験 者はすべて真正未修者ばかりとすること(具体 的には法学部の廃止),③適性試験および短答 式試験の全廃等々を挙げる⁴¹。

ところで、久保利氏も米倉氏も法学部の廃止を割合い容易に考えているようである(両氏とも韓国の例を引くが、これについては本節の最後で触れる)。しかし法学部の廃止は難事中の難事であり、おそらく最大の抵抗勢力は法学部教員(法科大学院の研究者教員を含む)である。私が法学部に対して法を中心とする一般教養学

および中級法律専門職のための職業教育を行う 学部に脱皮することを求めたのは法学部廃止と いう大学経営上の激震を生じかねない一大難事 についてなるベくソフトランディングの道を探 索することに苦慮した挙げ句の提案であった。 だが、上述したとおりこの提案に耳を傾けてく れた人は管見のかぎり皆無である。(なお、以 上はいわゆる普通の法学部=平均的法学部を前 提にしたものである。ごく少数の「エリート官 僚養成機関としての法学部」あるいは「法学部 におけるエリート官僚養成面」は法科大学院に 脱皮すべきである。)42)

しかし、今や法学部が生き残るためには上記 私案のような対策を講ずるほかないのではある まいか。法学部を廃止し、大学経営を破たんさ せ、教職員の生活を路頭に迷わせることを避け ようとするならば。したがって、この私案をベ ースにして法学部にとっていわば緊急避難とも いうべき措置をとることが必要だろう。やや詳 言すれば以下のとおりである。

〈法科大学院再生の道は、真正未修者中心の 法曹養成機関として自己を確立することである。 これがアルファでありオメガである。〉

真正未修者を法科大学院に呼び寄せるためには、大学が隠れ未修者の問題をはっきり清算しなければならない。法学部出身者については原則として未修者としての入学を厳しく禁止する。例外的に上記私案のような構造改革を行った法学部の出身者についてのみ卒業後一定期間が経過し、その間に一定の有用な社会生活・職業経験を獲得している場合(例えばNPOなどでの活動)に限って未修者としての入学を認める。このようにして法科大学院を未修者中心にでき、かつ既習者のグループの中から中途半端にだらだら法律だけの勉強を続けようとする知的好奇心の貧弱な法学部出身者(法律専門バカ候補生)を排除できる。

これは "法科大学院・法学部による法学部の脱法学部化" とでもいうべきものである。

法学部出身者は法科大学院において隠れ未修の道を閉ざされ、ひいて司法試験において有利な取扱いを受けることができなくなる。その結果として生ずる未修者とのフェアな自由競争の場で生き残って行かなければならない。これでは法学部の魅力は法曹志望者にとっては半減いや消滅してしまうかも知れない。しかし、大部分の学生にとって現状の法学部はほとんど「サラリーマン(公務員を含む広義での)学部」と同意なのだからそれで別に問題はないはずである。問題は、法科大学院による真正な法曹養成教育の阻害要因となる法学部の不当な影響力を限りなく無化することなのである。

このあたりが法科大学院と法学部とが併存して発展できるための現実的方策ではあるまいか。この程度の改革でも大学は躊躇うかも知れない。しかしその先に待ち受けているのは両者の共倒れかどちらかの破産宣告だろう。それは自業自得というべきであるが、その直接の犠牲者は学生たちであり、長いスパンでみればこの国の未来である。犠牲者を出さないために出来ることは何でもするのが大学人のノーブレス・オブリージのはずである。

大学側のこのような自助努力と並行して, 文 科省, 法務省, 最高裁の側(日弁連も協力)に おいては、適性試験および短答式試験の改善 (なるべくならば全廃)に努めるべきだ。これ らの試験については、私は米倉氏の意見に同調 したい。これらの試験は学生に無用・過大な時 間と費用を要求し、法曹の資質の向上にあまり 資さないと考えられるからである。どんなに難 解な試験であっても平気でクリアする能力を示 す受験秀才が存在する。しかし、試験には必ず 正解が存在するけれども、現実の社会において 生起する問題にはしばしば正解が存在しないの である。法曹の能力が真に試されるはこのよう な正解が存在しない法律問題の処理においてで ある。そんな場合に輝ける受験秀才が果たして どれほど役立つか疑問である43)。

なお, 司法研修所教育については必ずしも必

要的なものとせず、訴訟を中心とする法律実務を目指す者以外については弁護士事務所その他における実務修習をもって代替できることにしてよいと思う⁴⁴⁾。ただ、司法研修所教育は戦後司法の貴重な成果の一つであり、その今後の在り方については慎重な検討が望ましいと考える。

(ちなみに、司法試験予備試験については、 主として経済的理由により法科大学院教育を受けることができない人々に対して司法試験受験の機会を与え、法曹界に入る道を開くという、 その本来の目的・機能に厳しく限定した運用がなされるべきである。予備試験の実施によって 法科大学院は亡び、栄えるのは法学部と予備校という結果を招来するならば、予備試験の拡大 的運用の関係者は「この国のかたち」を変える司法制度改革の失敗の重要戦犯として厳しく断罪されなければならない。)

さて、お隣りの韓国においても日本と同様に 一連の司法制度改革が進行しており、それはお おむね日本のそれを反面教師として制度設計が なされているようである。そして、その「法律 専門大学院」の設置にあたっては法学を有する 大学はこれを廃止することが要求され、最大の エリート校であるソウル大学も苦渋の選択の結 果法学部を廃止したと伝えられる45)。わが国 でいえば, 東大が法学部を廃止し, 法科大学院 を設置したに等しいといえよう。その英断には 心から敬意を表したいと思う。しかし、私が消 息通の某氏から聞いたところによれば、既存の 法学部はその名称を「政治経済学部」「政策学 部」等に変更したのみで、法学部の実態はほぼ そのまま存続しているとのことである46)。韓 国の法学部廃止ということの具体的内容につい てはより精密な検討が必要だろう。

だが、隣国のことはそれとしてわれわれはこの国の法科大学院が存続・発展していく道を必死で探求しなければならない。「弁護士の多様性(すなわちそういう弁護士を輩出する法科大学院——引用者注)をあきらめたら日本はおし

まいである」とは久保利氏の至言である。私の 脳裏にはこの言葉が雷鳴のように響いてくるの である⁴⁷⁾。

4 法の担い手の特殊日本的存在形態(法曹と準法曹との併存)をどうするか? — 究極的な選択・その2

わが国にはおおむねの欧米諸国には存在しない弁護士以外の法的業務を行う職種が存在する。司法審意見書はこれを「隣接法律専門職種」とよぶが、私は「準法曹」と称しており、司法書士、行政書士、弁理士、税理士、社会保険労務士を含めて考えている(同意見書は土地家屋調査士も含めている。)48)そして法学部は準法曹(およびその予備軍)の主要な大量生産工場として機能してきた。

擬似的法の支配の担い手である「準法曹」の 大量生産工場として機能する法学部の存在は, 必然的に法科大学院の正常な発展を阻害し、法 の支配の実現に大きな負の影響を及ぼすことに なる。法学部教育が日本の法と学問の歴史にお いて大きな役割を果たしてきたことは承認され るべきであるが、その負の側面としてそれが擬 似的法の支配を強化する機能を営んできたこと も率直に認めなければなるまい。しかし法学部 関係者は意識的・無意識的にこの冷厳な事実を 看過ないし忘却しているのである。(ここでい う準法曹(予備軍)の大量生産工場としての法 学部は、前節で論じた法科大学院教育の阻害要 因としての法学部とは一応別個異別の問題であ る。それにいうまでもなく, 準法曹は法学部出 身者であることを要するわけではない。)

それはそれとして、準法曹問題を考えるときはとりわけ複眼的な考察が要求される。われわれはそれが国民に対する法的サービスの面で有してきた、そして現に有するメリットにも十分に留意しなければならない。準法曹はしばしば、安価でかつ分野によっては法曹よりも適切な法的サービスを提供することができる。行政は巧妙に準法曹のこのようなメリットとこれに対す

る国民のニーズに対応し(ときにこれを先取りして)その権益の確保,拡大のために利用してきた面がある。具体的には当該省庁の権益の拡大強化,職員の天下り先(再就職の場)の確保,国政選挙の場合の準法曹団体の集票マシーンとしての機能などが挙げられる49)。

わが国における法曹人口の問題を考えるにあたってはこのような準法曹の存在を不可避的に顧慮しなければならない。準法曹の仕事の多くは諸外国では弁護士が行っているものであり,その数は弁護士よりもはるかに膨大だからである。数年前の統計数字であるが,その総数は実に20万名に近く,税理士だけで約7万名に達するのである500。しかるに,司法審意見書はこれを怠り,ほとんどすべての論者は意識的・無意識的にこの問題を取り上げることを回避してきた。現在の司法試験合格者の数(の制限)に関する議論の根源にはこの問題が盤距していることを明確に認識する必要がある。

実は一度だけ準法曹問題が日弁連によって真剣に議論されたことがある。それはGATS (サービス貿易一般協定)による自由職業サービス (弁護士業務もこれに含まれる)の国際的規制緩和の拡大とくにMDP (異業種間共同)の実現の脅威と関連してであった。深刻な危機意識に駆られた日弁連中枢の弁護士からは、弁理士、税理士、司法書士全員を特許弁護士、税務弁護士、登記弁護士として日弁連に受け入れるというラジカルな提案さえみられた511。日弁連は会員に対して、日弁連外国弁護士及び国際法律業務委員会編『WTO/GATSが弁護士職にどのような影響を及ぼすのか? Q&A (2000年3月)』を配布した。だが、今ではこの出来事は遠い昔のことのように忘れ去られている。

当時私自身は、この問題に関連して次のよう に書いた。

「将来的には我が国の法律専門職は弁護士職 への一本化という統合の道を選択すべきである。 現状のような準法曹の分立・割拠の維持・存続

は、準法曹が高度に専門化すればするほど、法 的サービスの利用者である国民の利益を害し, 法の支配に悪影響をもたらす危険がある。現状 を是認し、弁護士とこれら準法曹との業務提携 を促進することで利用者 = 国民のニーズに応 えようとする見解は, 一見妥当な現実論のよう であるが、実は非現実的なのである。なぜなら ば、現状から生ずる相互間の不和・対立は構造 的なものであり、構造自体を変革しない限り根 本的に解消するものではないからである。それ に法の支配は本来行政権に対するものであるこ とを思えば、現在の準法曹制度の限界 — 個々 の準法曹がどれほど優秀であるか, また人権擁 護の使命感を有しているかにかかわらずーはお のずから明らかなはずである。『分割して統治 せよ』という言葉もここに想起されてよ V (52)

念のために蛇足を加えれば、「相互間の不和・対立」が頂点に達した事例はいわゆる福島事件である。福島県において登記事務を行った行政書士を司法書士が検察官に告発した結果、最終的には最高裁で被告人=行政書士に対する有罪判決が下された53)。準法曹制度の限界の意味についてはそれが縦割り規制行政の産物であることを思えばとくに説明の要はないだろう。

突然話題を変えるようで恐縮だが、東京スカイツリーの完成時に、その高さ 634 メートルは高尾山 (599.15m) をはるかに超えるもので素晴らしいという新聞記事を読んだ。その際にふと私の脳裏をよぎったのは、法曹養成における少数精鋭のノッポビル方式にはやはり大きな限界があるというかねての思いだった。この記事に水を差すつもりは毛頭ないけれど、スカイツリーの高さも富士山に比べれば問題にならない。富士山の頂上に匹敵する世界的高水準の優秀な法曹が生まれるためには、その広大な裾野を成す多数のやや低水準の巨大な法曹集団の存在が必要なのだ。

それに新司法試験合格者=法科大学院出身者

の質が低いと批判されているが、その質とはい ったい何なのか? 「何となく漠然と過去の法 律家の質、しかも誰も定義したことも計測した こともない過去の法曹の質を『所与』として, あるいは『理想』として議論しているようであ る。」54)という太田勝造教授の指摘はまさに肯 緊に中っている。氏はその関係している日弁連 法務研究財団の財団研究「法曹の質」などによ る研究(継続中)の一環である調査結果によれ ば、市民からみた弁護士イメージは弁護士の自 己イメージと大きく異なり,「弁護士を遠い存 在として位置付け、弁護士にはかかわらないで 済む人生を願っているということになる」と述 べている。そして、「このような市民のもつ弁 護士イメージは過去の弁護士についてのイメー ジであることに鑑みれば、合格率2%、合格者 数 500 人体制の時代の弁護士が築き上げてきた イメージであることになる。『従来の弁護士の 質を維持しなければならない』という言明のも つ社会的含意は意外なものとなるかもしれな い。」と結んでいる55)。軽々に新司法試験合格 者=法科大学院出身者の質の低下を云々するこ とは戒心すべきであろう56)。

この関係で附言しておきたいのは、占領下の沖縄では大量の法学部卒業者に対する弁護士資格の付与が行われたが、それが司法運営、法的サービスの提供に与えた負の影響の有無・程度という問題である⁵⁷⁾。この問題は講和条約の発効による沖縄の本土復帰に際して日弁連でも議論されたようであるが、結局はそのままになっている。私は何度か法社会学者などにこの問題の実証的な調査を行うことを勧めてみたが、興味を示しても調査の実施にまで踏み切ってくれた人は皆無である。現在ではおそらく存命の関係者は絶無に近く、調査は不可能だろう。

結局,準法曹の制度的廃止は関係各界の既得権益の頑強な抵抗に遭遇するから極めて困難というほかあるまい⁵⁸⁾。しかし,準法曹制度を事実上廃絶してしまう戦略は存在するのである。 法科大学院から次々に生まれる大量の新法曹が 新たな市場を求めて奔流,いや津波のごとく準 法曹の職域になだれ込めばよいのだ。(法曹と 準法曹とのあるべき姿に関する基本的選択はす でに司法審意見書においてなされていることを 銘記しなければならない。「究極的な形で問題 を提示すれば、司法審意見書において一発勝負 の旧司法試験は否定されたのだから、……わが 国の法的サービスの多くの分野が一発勝負の試 験合格者や天下りの公務員 OB によって行われ てよいのか、それとも……法科大学院出身者に よって担われるべきかという二者択一の課題に なる。」のである⁵⁹⁾。この戦略は決定済みの課 題の実現にほかならない。)

法曹は訴訟代理という公権力に対抗する強力なキバを持っているので、この分野では準法曹は太刀打ちできない。だが、本来の準法曹の職務の範囲では両者のいずれが勝るかを決めるのはその提供する法的サービスの良否であり、利用者の選好である。一般論としてこの面では法曹は準法曹に劣るようである。心すべきことである。ちょっとケースは異なるが、消費者金融等に対する過払い金返還請求事件の処理は弁護士と司法書士が競合する分野であるけれど、司法書士のほうがサービスが良いという話も聞く。

法科大学院出の新法曹は, 準法曹の職域に果

敢に踏み込んでそれを自己の職域として確立し

ていく真摯な努力が求められる。

とくに税理士の職域は納税者である国民の権利の擁護のために重要であり、欧米諸国においては弁護士の重要な職域の一部を成しているのであるから、日本でも1日も早くそうなるよう努力すべきである。弁護士法3条2項が「弁護士は当然、弁理士及び税理士の事務を行うことができる。」と規定していることを忘れてはいけない⁶⁰⁾。

また、行政書士や社会保険労務士の業務への 弁護士の進出は、出入国・移民関係行政におけ る人権保障の強化、社会保険関係行政の迅速化、 透明化などにも大きく寄与するといえよう。こ れらの分野は直ちに弁護士の収入の増加につな がらないかも知れないが、未開の荒地を開墾する農民のような地道な努力はやがて大きく報われることを信じよう。農民の子である私はその 実例を何度か目撃している。

最後に準法曹(志望者)諸氏へのメッセージを一言。本節を読んで自己の職種・職域の将来に危機感を覚えられた方は自身または後継者として想定する子女などが法科大学院に学んで法曹資格を取得することを是非真剣に考慮して欲しいと思う(法科大学院への進学が不可能ないし著しく困難な場合には予備試験の利用もやむを得ないが)。私見に反対されるのは一向に構わないけれど、巨視的にみて準法曹という特殊日本的法専門職の存在が何時まで許容されうるか冷静に判断してもらえれば、結論は自ずから明らかであろう。

5 補論 法科大学院出身者を待つ多様な職域

ロースクール研究17号は「法科大学院修了生の進む道」と題する特集を組み、そこには合計10篇におよぶ各界の人事関係の担当者などの論考が寄せられ、その中には法科大学院問題に関する貴重な示唆に富む指摘がみられる。本節ではランダムにその若干を引用しかつ多少コメントめいたことを記して、とくに前節の補強としたい⁶¹⁾。

- ① 千葉恭裕(人事院人材局審議官)「国家公務員 法科大学院出身者の国での採用」
 - この論考については4で言及した⁶²⁾。
- ② 林新一郎(日本銀行総務人事局人事課長) 「日本銀行――法科大学院生への期待」

日銀の総合職のうち法学部出身者の割合が経済学部出身者とほぼ同程度の3-4割もあり、また現実に日本銀行が法科大学院修了者の就職先の一つになっているなどということを私は寡聞して知らなかった。ところで、法科大学院出は学部生や他の大学院生に比較していわゆる企業研究のための努力が不足している、と批判されている。「私たちは弁護士事務所に就職できない法科大学院生の救済機関ではない。」⁶³⁾とま

でいうが、日銀マンの高いプライドからすれば 当然のことだろう。上述のような企業研究のた めの努力の不足は他の人事担当者からも指摘さ れているところであって、その意味については 後に一括して考えてみたい。

③ 加藤格(三井物産株式会社法務部長)「民間企業 — 法律を最も得意とするすぐれたビジネスパーソンを期待する」

「職人的な法務マンというよりは、バランス 感覚にすぐれた、法律を得意とするジェネラリ ストを必要としている」64)という言葉は示唆に 富む。このような能力を有する人材の判定に現 在の司法試験はどれほど適切なのか検討が必要 ではあるまいか。「法科大学院の目的が多くの 司法試験合格者を輩出するということだけであ れば,極端な話,法科大学院は不要であり,予 備校でよいであろう。」⁽⁶⁵⁾ という指摘は全くそ のとおりである。法科大学院, 司法試験の関係 者が耳を傾けるべき至言だろう。司法試験不合 格者で企業法務マンとして優れた能力を発揮し ている事例の紹介も示唆的である。「5 法科大 学院への要望 | と題する項 |66) のほとんど全て は法科大学院にとってすこぶる有効な助言だと 思う。

④ 須崎将人(ソフトバンク株式会社法務部部長)「民間企業 —— 日本が国際競争社会の中で勝ち抜くための人材を求む」

弁護士が「企業が要求するレベルを満たさない例は以前からいる(ママ)。(中略) すべての仕事において常に秀才弁護士を必要とするものでもない……。」67)「グローバルな戦いの場では多様性が求められる。多様性を求める場合,母数となる数も重要である。個々の優秀さだけ誇っていても世界レベルの競争では限界があり、勝負にならない。」68)という言葉が印象的である。母数の大きさの重要性を説く後段は,近視眼的に司法試験合格者数の制限を主張する立場,論者に対する頂門の一針となろう。

⑤ 西田 章(西田法務研究所所長・弁護士)「法律事務所の職域と人事採用」

西田氏は法務系の人材紹介業務に携わってきた人という。その豊富な知見に基づき多くの弁護士や法科大学院の教員などが必ずしも明確には意識していないと思われる様々な問題を見事に整理して提示してくれる。

⑥ 中村健人(日本組織内弁護士協会理事・シスメックス株式会社法務部課長)「企業内弁護士の現状と課題」

企業内弁護士の統計的な現状に加えて,企業にとっての顧問弁護士と企業内弁護士との法的サービスの特質の対比など興味深い指摘がみられる。

⑦ 山本晋平(弁護士・ニューヨーク州弁護士)「法律実務家が国際機関・NPO(NGO)で働くために」

NPO(NGO)については、現在のところ安定した報酬・対価を得られるものはないようであるが、将来的には魅力的かつチャレンジングな職域だろう。余談だが、私のかつての同僚で敬愛する阿部浩己教授が理事長をしている国際人権NGOヒューマンライツ・ナウ(NRN)の存在を知り、嬉しくなった⁶⁹⁾。

⑧ 曾根威彦(早稲田大学法学学術院教授) 「法科大学院から法学研究者の道へ」

いうまでもなくこれは極めて重要なテーマであるが、ことの性質上様々な見解がありうると思われる。早稲田大学の新たな研究者養成システムも紹介されているが、2007年度以降の博士後期課程への法科大学院出身者の数は多い年で2名、0名の年もあったとのこと。ただ、氏の「法曹資格が研究者教員にとって教育研究上本質的な意味をもつか、と問われれば大いに疑問である。」70)という主張には賛同しがたい。これは氏の専門が刑法であることとある程度まで関係しているのかも知れないが、基礎法学は別として解釈法学については一般論として疑問である。

例えば、優れた研究者的実務家の側から「研究者も、これからは、実務をある程度は知り、 実務の平均的な感覚をある程度は自分のものと する必要があるのではないか」「⁷¹),「研究者は同じ法律家として実践者の側面も潜在的に持っている……」「⁷²)という意見がある。こういう意見に対して氏はどう答えるのだろうか⁷³)。

今後の研究者の養成・リクルートは法科大学 院出身者を中心として行うのが筋であろう。研 究大学院(少なくとも博士後期課程)は存置す べきだと考えるが,法科大学院を単なる実務家 養成に特化したものとみるべきではなく,法科 大学院はそれに堕してはならないと思う。法科 大学院はその名のとおり「大学院」であって, 法律実務の専門学校ではないのである⁷⁴。

⑨ 北沢義博(大宮法科大学院教授・弁護士)「法律事務所フロンティア・ローの試み――法 科大学院教育と連携する法律事務所として」

北沢氏の「『一般的に適正な人口』などというものがあり得ないように、『適正な法曹人口』などという概念もあり得ない。」⁷⁵⁾という言葉は興味深い。

残念ながら、壮大な理念をもって発足した大 宮法科大学院だが、来年(2013)度からは経営 上の理由で桐蔭横浜大学法科大学院と合併する ことになったと聞く。この野心的な法律事務所 も存続することを祈りたいと思う。

以上で各論考の瞥見を終わるが, 国家公務員, 日銀その他の人事関係者がほぼ異口同音的に法 科大学院出身者は学部生や他の大学院生に比較 していわゆる就職先(企業)研究のための努力 が不足している, と批判していることについて 少し考えてみたい。もちろんこの点は求職者に とって有用な反省材料だろうが、ある意味では プラスの意味を持ちうるのかも知れない。とい うのは、わが国の官庁や巨大組織では組織中心, しかも縦割りの弊害が顕著なので、求職時から 視野狭窄な熱血漢 (?) よりもクールな心構え の者のほうが就職後に組織の弊害に囚われない 有能な組織人たりうる可能性を有するともいえ るからである⁷⁶⁾。この点は2の末尾で述べた こととやや重複するけれども、あえて再言して おきたい。

編集部によれば、寄稿してもらうことはできなかったが、地方自治体の職員、国会議員政策秘書としても法科大学院出身者が活躍していることが記されている⁷⁷⁰。いずれも法科大学院出にとって今後重要な職域である。

とくに地方自治体は行政機能(準司法的機能を含む)に加えて条例制定権という一種の立法権を有するのであるから,条例の立案作業に携わる「条例に関する法制局」的存在としての法曹有資格者に対するニーズも大きいはずである⁷⁸⁾。この意味で注目に値するのは,兵庫県明石市が2012年春,弁護士5名を職員として採用したという報道である。弁護士出身の市長の意向が強く働いたといい,来年も2名採用予定するとのことである⁷⁹⁾。こういう動きが全国規模で広まることが望ましく,日弁連などはそれに向けて最大限の努力を行うべきである⁸⁰⁾。

以上のほか,法科大学院出の職域として私がかねて主張してきたのは公証人役場における公証人補佐職の創出である。公証人の職務は法化社会において極めて重要であるのに,その人的側面の実態が甚だしく貧弱である(判・検事等の天下り先と化している)。抜本的改革を必要とするが,その改革の一環として公証人補の制度を設けて若い法曹の職域を創出することが望まれる81)。

ちなみに、裁判所職員についても法科大学院 出身者が存在することを知った。裁判所職員総 合研修所の「書記官研修部」の「養成課程研 修」の第1部は、大学法学部卒業者が1年間の 研修で書記官資格を得るコースである。平成 21年4月入所のデータによれば、その入所者 約200名のうち法科大学院を含む大学院出身者 が約15% おり、大学卒業者についても著名大 学出身者が多く、大学名だけで見ると司法修習 生と変わるところがない、という⁸²⁾。こうい う高学歴の裁判所職員が今後増加してゆくこと を考えると、裁判所書記官の処遇、役割分担の 問題は簡易裁判所判事制度や検察における副検 事制度のあり方と共に慎重な再検討を要する悩 ましい将来の課題となろう。が、ここでは上記 事実の紹介のみにとどめる。

脱稿間際に、グレン M. ウォン=川井圭司 『スポーツビジネスの法と文化 アメリカと日 本』(2012,成文堂)という好著に接した。川 井圭司教授からのご恵送による。氏はわが国に おけるスポーツ法の代表的研究者の一人である。 アメリカでは1970年代初期からスポーツがビ ジネスとして認識され、運営されてきたこと、 そしてそれがスポーツ法という研究分野を生み 出したこと, また司法がアメリカスポーツ政策 の骨格を作り上げてきたともいえることなどを 同書は教えてくれる83)。わが国でもスポーツ法 の分野が魅力的な法学の一分野であるとともに 弁護士に対して豊饒なビジネスチャンスを提供 する場になることは確言してよいだろう。現に, 「日本スポーツ法学会」のアクティブな会員の 相当数は中堅・若手の弁護士で占められている (ちなみに、私は同学会の設立発起人の一人で、 現在は名誉理事)。スポーツ法関係のことも本 節で紹介するのにふさわしいと考えるのでここ に記しておく次第である。

6 結語 --- この後の者にも

私は拙著『法の支配と司法制度改革』の「第2章 司法制度改革の課題と行方――『司法制度改革審議会意見書――21世紀の日本を支える司法制度を――』を読む」の最終節の副題をジョン・ラスキンの著書の表題に倣って「この後の者にも」とした840。それから10余年を経た今、より一層強い思いをもってこの言葉を想起せざるを得ない。この表題は新約聖書マタイ伝20章の葡萄園の比喩からとられているが、私がこれに心惹かれるのは、単純素朴にわれわれは後世の人々のことも配慮しなければならないという意味においてである(聖書の寓意からは大きく離れるだろうが)。

歴史学者の磯田道史准教授はその好きな言葉 として、渡辺崋山の「眼前の繰り回しに百年の 計を忘する勿れ」という言葉を紹介してい る85)。法科大学院ひいて法曹人口をめぐる現在の論議のほとんどは、正に眼前の事象に振り回されて百年の大計を忘れたものと評せざるを得ない。われわれは過去の賢人に対しても後世の人々に対しても恥ずかしくない言動をとるべきである。それがこの国の司法制度改革の時代に居合わせた法律家の当然の心得ではあるまいか。

最近,古市憲寿『絶望の国の幸福な若者たち』(2011,講談社)という本が話題になっている。著者は26歳の社会学者,まさに典型的な若者の一人である。20代半ばの若者と80歳を超えた私のような老人とがどれほどコミュニケートできるか覚束ないけれど,現在のこの国の在り様について応分の製造物責任を負うはずの者86)である以上,若者にとって絶望度が少しでも低くなるよう自分の仕事の領域で努めたい,と私はひそかに願っている。この蕪雑な文字通りの拙稿にもそういう願いが込められているのである87)。

注

- 1) 東京新聞2012年7月5日(木)朝刊26面の「こちら特報部」の見出しは「法科大学院崩壊寸前?」であり、神戸学院大学の法科大学院が来年度から学生募集を中止すること、これは全国で4校目の募集停止であることなどを伝える。また、同月7日(土)朝刊3面によれば駿河台大学法科大学院も来年度の募集を停止するという。最近まで同大学総長だった竹下守夫博士は私の敬愛する碩学の知己で、司法審の会長代理をした人である。それだけに同大学の法科大学院教育からの撤退を聞き、事態の深刻さに驚きかつ複雑な思いを覚えざるを得ない。
- 出稿「わが国への国会オンブズマン制度導入の 可能性 — スウェーデンの国会オンブズマン制度 からみた課題」行政苦情教済&オンブズマン Vol. 23 (2012) 1 頁以下参照。
- 3) この勧告に先行する総務省政務官が主宰する「法科大学院(法曹養成制度)の評価に関する研究会」の報告書(平成22年12月21日公表)について、青山善充教授は「現在の法曹養成制度は、文部科学省・法科大学院、法務省・検察庁、最高裁判所・地方裁判所、日本弁護士連合会・単位弁護士会のすべての協力・連携の上に成り立っているが、この研究会の評価は、根拠法の建前上、行政機関たる文部科学省、法務省の政策だけを対象としており、その意味で一定の制約があることは免れない。」と批判的な指摘をしている(同「司法制

度改革審議会意見書からみた法科大学院の現実と 課題」ロースクール研究17号(2011)64-65 頁注 4)。この指摘は上記勧告についてもそのまま妥当 する。

- 4) 政治学者の佐々木毅教授は、東京新聞の「時代 を読む・司法制度改革の核心」と題するコラムで、 「これまでの政治改革や行政改革との決定的な違い は、司法改革が人材の新たな供給を大きな課題と して掲げている点である。……そこで供給される 人材が政治や行政の世界に進出し、それらを変え ていくという可能性も十分に考えられる。」とし、 「『人材養成付きの改革』というこの大事な観点を 審議会がどのように具体化できるか、ここにこの 審議会の活動の成否全体がかかっている。」と述べ ている(拙著『続・裁判法の考え方 --- 司法改革 を考える』(2000,判例タイムズ社)65-66頁)。 (以下, 拙著 A として引用。なお, 便宜, 上記の ように引用文献の出典の擧示は拙著, 拙稿のみに とどめる。また、引用文中に注番号がある場合は 省略。) 現在までの法科大学院を取り巻く全ての状 況は佐々木氏の貴重な上記見解を反故にしようと しているものと評することができよう。
- 5) 縦割り体質は公行政にとどまらず、広く巨大な 組織を蝕んでいることは、福島第一原発で1997-2000年に所長を務めた二見常夫氏(現在東京工業 大学教授)が、この事故の背景には東電の縦割り 体質が影響した可能性を指摘していることからも 知られる(東京新聞2012年6月24日(日)3面)。 この指摘は,「消費税引き上げは財務官僚と野田首 相、原発先稼働は政府と電力会社が求めているも ので、国民の意志とは、かけ離れているのではな いか。」(志太勤「時代のメディア」同紙 2012 年 6 月29日(金)夕刊1面「紙つぶて」という率直な 発言などから窺える政府,官僚,大企業の思考, 言動の基本的類似性ゆえに注目に値するといえよ う。原子力規制委員会の委員長に就任が見込まれ る田中俊一氏は福島第一原発事故について「こん な重大事故後も政府の施策が省庁ごとの縦割りで 行われ、バラバラにしゃくし定規の規制を押し付 けることを怒っていた。」という(東京新聞 2012 年7月21日(土)朝刊2面)。実は氏自身が原子 力村の住人ではないかとの疑義が提起されており, 校正時現在この国会同意人事は未決定であるが、 そういわれる立場の氏でさえ縦割り規制行政を厳 しく批判していることが注目されるべきである。 (その後, 例外的に首相権限で任命―同年9月19 日) なお,原子力規制委員会設置法1条は「原子 力利用」に関する「政策に係る縦割り行政の弊害 を除去し、」と明言していることが深く留意されな

ければならない。 古賀茂明氏は官僚組織全体の「縦割りから横割りへ」の改革が必要だとし、「縦割りの組織構成は絶対に撤廃する必要がある。なぜなら、それこそが官僚が国民のために働かない根本的な原因となっているからだ。」という(同『官僚の責任』(2011、PHP新書)167頁。縦割り行政の様々な問題点については田原総一朗責任編集・古賀茂明(対談)『決別! 日本の病根』(2011、アスコム)57頁その他を参照。

ちなみに、中野雅至『1勝100敗! あるキャリア官僚の転職記 大学教授公募の裏側』(2011,

- 光文社新書)は、縦社会日本における転職がいか に難事であるかを如実に語った興味深い臨床報告 である。
- 6) 拙著『法の支配と司法制度改革』(2002, 商事法務) 2-3 頁等参照。以下, 拙著 B として引用(同書には誤植・脱字が多いが, それがある場合には訂正して引用する)。
- 7) 拙著 B 10 頁。
- 8) 拙訳者『「翻訳」スウェーデン訴訟手続法』 (2009, 中央大学出版部) 351 頁。現在本学法科大 学院(大学院法務研究科) 委員長経験者である阿 部浩己教授の言葉の引用。
- 9) 拙稿「法科大学院教育と死刑廃止論」神奈川ロージャーナル4号(2011)45頁注1-2に列挙してある。なお、この拙稿も司法制度改革の一つの要めを成す裁判員制度との関連において書かれたものである。
- 10) 拙訳者・前掲『[翻訳] スウェーデン訴訟手続 法』352頁。
- 11) 瀬木比呂志『民事訴訟実務と制度の焦点――実 務家,研究者,法科大学院生と市民のために』 (2006,判例タイムズ社)152頁など参照。
- 12) 老年行動学の知見によれば、人の知能には加齢とともに衰える「流動知能」とますます高まる可能性のある「結晶知能」とがあり、後者は理解力や洞察力といった経験に基づき獲得される能力で、思考の積み重ねによって高まる知の能力だという(佐藤眞一『ご老人は謎だらけ 老年行動学が解き明かす』(2011、光文社新書)190頁)。私の現在の環境と体調下における本稿の執筆は、通常の論文に要求される程度の文献の調査・検討を行うことを許さないけれど、その不足を年齢相応の結晶知能の働きが補塡してくれることを願うものである。
- 抽著『裁判法の考え方』(1994, 信山社) 93 頁 参照。
- 14) 拙著 A 32 頁注 2 など参照。
- 15) 拙著 A 34 頁注 11。
- 16) 瀬木・前掲 (注11) 『民事訴訟実務と……』 507-508 頁。
- 17) 瀬木・同書 570 頁。「みずからの生き残りの方向へと走ってしまった」ということは、巷間よく使われる言葉で言い換えれば既得権益の擁護に走ったということに他ならない。今こそこれに対する厳しい自己批判がなされるべきである。それがない大学人の法科大学院問題に関する意見は、所詮只の泣き言と聞こえてしまうだろう。拙著 B 97 頁注 1 の川端和治弁護士の発言参照。

なお、現在進行中の文科省の法科大学院特別委員会の審議における大学側委員の発言についても 既得権益擁護のニュアンスが濃厚な感じを受ける というのが、某関係者が私に漏らした感想である。 このことも念のために書き添えておきたい。

- 18) 拙著 A 39-40 頁注 3。
- 19) 拙著 A 40 頁注 6。
- 20) 同所。
- 21) 法科大学院終了後に上級職への道を希望する者は、現状では法学部等出身者と同様に上級職試験を受けなければならない。詳しくは、千葉恭裕「国家公務員 —— 法科大学院出身者の国での採用」ロースクール研究17号(2011)13頁以下参照。

この問題に関連しては松澤陽明弁護士の以下のような予言的な指摘が想起されるべきである。「行政官が、1200名くらいの上級公務員試験で採用されてキャリアシステムで培養されるならば、法曹はその風下に立ってしまいます。法科大学院を企画するならば、一般上級職との一元化を図るべきです。そんなことも考えつかないようでは、法化社会を議論する資格がありません。」(拙著 B 31頁注 31)

- 22) 拙著 A 36-37 頁。
- 23) その他の重要な問題として、日隅一雄弁護士はマスコミが権力監視の役割を果たしていないことを多くの市民が実感することになった事実を挙げる(同『マスコミはなぜ「マスゴミ」と呼ばれるのか〔補訂版〕』(2011、現代人文社)261頁。氏は新聞記者から弁護士に転じた人で、自力で縦社会を横社会にして生きた先駆者の一人である。なお、氏は同書刊行後ガンのため急逝された。謹んでご冥福をお祈りする。

ちなみに、氏は記者クラブの問題点について論及しているが(同書141頁以下)、私は司法制度改革との関連においてこの点にも一言した(拙著B68頁注2)。

- 24) 古賀・前掲(注5)『決別!……』157頁。
- 25) 千葉・前掲(注21)「国家公務員……」14頁。
- 26) 古賀・前掲(注5)『官僚の責任』67 頁以下,同 『官僚を国民のために働かせる法』(2001,光文社 新書)94 頁以下参照。
- 27) 以下は、中野・前掲(注5)『1勝100敗!…』
 29頁に出てくるキャリア官僚たちの会話である。
 法曹資格の重要さが良く分かるはずだ。「役人も
 40歳を越えるとどこにも再就職先なんてないんじ
 ゃないか? (中略) 俺達が世間やマーケットに明
 確に示すことのできる能力って何だろうな。弁護
 士や医者のような絶対的な資格があるわけじゃな
 いしな」/「日本の労働市場は曖昧だからな。(中
 略) 労働市場で通用する個人実績って業務独占資
 格以外にあるんだろうか?」
- 28) 氏は「原子力村」と同様に、「法科大学院村」は 推進派の法曹三者,大学関係者,文科省,大マス コミ」で構成されているという(同・前掲『破綻 する……』225頁)。法科大学院村の存在を仮定す るならば、私の立場からすればこの村はもっとは るかに強大になってもらう必要がある。冷酷な言 い方のようだが、そのためにはこれまで友好関係 を保ってきた法学部村や準法曹村と "食うか,食 われるか" の激烈な生き残りを賭けた闘争を覚悟 しなければならない。既存のシステムを基本的に 維持し、微調整でしのごうとするのは座して緩慢 な死を迎えつつあるに等しいという冷厳な現実認 識が要求されよう。「『われわれは進むも地獄,退 くも地獄』というべき厳しい状況の中にあると思 う。だとすれば、座して自滅の道を選ぶのではな く, 死中に活を求めて改革の道を前進するよりほ かないのではないか。」(拙著 A 67頁)と私が書 いたのは十有余年前のことだった。

ちなみに、私はかねて日本の大新聞の在り様に 批判的で、長年の購読紙は東京新聞と The Japan Times に限られているが(テレビはあまり観な い)、法科大学院問題に関するかぎり大マスコミに 賛成で、日弁連・弁護士界ベッタリにみえる東京

- 新聞の態度には反対である(ある記事に関連して 同紙にその旨書き送ったこともある)。
- 29) このような弁護士界の潮流の中で現役の長老弁護士でありながら司法制度改革による弁護士増員を決然として支持するものとして、鈴木繁次『弁護士道の実践 法の支配による平和・人の幸せを求めて 』(2012, 民事法研究会)は注目に値する(とくに116頁参照)。ちなみに、氏は旧司法試験委員(民法)も経験した篤学の士で、神奈川大学法科大学院の教授職に6年間あった人である。氏の所見は弁護士の既得権益に囚われない良心発言というべく、読者に一服の清涼剤の感を与える。神奈川新聞の同書の書評は、司法試験を競争試験から本来の資格試験に戻せという著者の主張(108頁)について「素人からみてもまっとうな言説」と評する(同紙2012年8月5日(日)8面)。

ちなみに、司法制度改革による弁護士増員のもたらす問題点なるものは、実は弁護士プロパーの問題を超えて広く医師その他の高学歴ワーキングプア問題の一環でもあることが認識されなければならない。増員反対論者にはこのことがほとんど理解されていないようである。瀧本哲史『僕は君たちに武器を配りたい』(2011、講談社)14-16、24-25頁参照。著者は東大法学部助手(民法)からビジネスの世界に転じたユニークな経歴の人。同書は本稿のテーマを考えるうえで多くの示唆に富む。

- 30) 拙著 B 66 頁。
- 31) わが国における法科大学院構想の創唱者という べき柳田幸男弁護士の案は米国型ロースクールを モデルとしていた。拙著 A 27 頁。
- 32) 拙著 A 66-67 頁。当時、スウェーデンの友人 法学者に法科大学院、法学部併存案について語ったところ、即座にそんな改革は失敗するよと断言 された苦い思い出がある。これが大陸法系の国の 法律家の通常の反応だろう。
- 33) 同書54頁。瀧本・前掲(注29)『僕は君たちに ……』は、「私が若い人々に伝えたいことの中でも とくに強調しておきたいのが『リベラル・アーツ』 を学ぶことの重要性だ。」(281頁)と述べる。「大 学で学ぶ本物の教養には深い意義がある、という 価値観は世界で共通している。」(283頁)という 言葉は銘記に値する。なお、同『武器としての決 断思考』(2011, 星海社新書)』の「はじめに『武 器としての教養』を身につけろ」(3頁以下)参照。 法を中心とした一般教養学部への転身は決して法 学部の転落ではないことを知るべきだ。(水田洋ら 訳『アダム・スミス 法学講義 1762~1763』 (2011, 名古屋大学出版会) はアダム・スミスがグ ラーズゴウ大学の道徳哲学の教授として行った法 学講義の学生による筆記手稿からの翻訳である。 法を中心とした教養学部における法学の講義の在 り方の優れた一例(最高水準の)として参考に値 するのではあるまいか。)
- 34) 同書 66-67 頁。ちなみに、自己心理学を専門とする榎下博明氏は、日本における最強の権力は空気だとし、「大切なのは、組織の再構築よりも、私たちの意識の改革である。自分たちが状況依存社会にどっぷり浸かって生きていることを自覚し、……理不尽な空気に対する抵抗力をつけていくことである。一人ひとりの地道な意識改革に頼るほ

かに、特効薬はない。」という(同『「すみません」の国』(2012、日経プレミアシリーズ) 173-174頁、引用文は174頁。なお、この本に対する興味を惹く書評的エッセイとして Roger Pulvers, In our Time of global aggression we could learn from the 'land of sorry' The Japan Times, July 29, 2012, at 8 参照。

- 35) 同頁。最後の文章以外は注28の引用と同文。
- 36) 拙著 B 102 頁以下。なお、法科大学院構想のほとんどが主張するロースクールへの公的財政支援の論理に対する厳しい批判として同書104 頁注1参照。ちなみに、注1の最初の記事は、法科大学院修了までにかかる費用は平均1千万円だという。
- 37) 「司法制度改革が所期する法曹養成を実現するためには法科大学院における入学者は未習者を原則とする必要がある。」という本文の記述を補強するために、以下の注記を加えておきたい。

「法解釈学は極めて特殊な学問である。それは多かれ少なかれ権力の行使と密接不可分に関連している。その理論の妥当性に関する決着は一定の時点では最終審の裁判によって行われる。大学に入るまで暗記的勉強を強いられ、それに習熟してきたわが国の若者が、他の学問一般を学ぶことを通じて批判的精神を涵養する十分な機会を与えられることなく、法解釈学の専門的知識の吸収に没頭することは学生にとって有害であるのみならず、社会にとってもすこぶる危険である。」(拙稿「法哲学教育に対する司法制度改革のインパクト」『法哲学と法学教育――ロースクール時代の中で――』法哲学年報 2006 34頁)

なお、公平のために記しておく。理系出身の独 学で旧司法試験に合格した優秀な法律家の中には、 法律学を単純に理系の学問と同一視しているので はないかと疑われるような立論をする人が存在す る。こういう法律家の発生をなるべく防止するた めにも法科大学院は必要なのである。

- 38) 米倉明『法科大学院雑記帳Ⅱ ─ 教壇から見た 日本ロースクール』(2010, 日本加除出版) 198頁。 同書は同じ著者の『法科大学院雑記帳 -- 教壇か ら見た日本ロースクール』(2007、日本加除出版) と共に, 法科大学院問題に関する実に有益な, そ して英知と勇気に満ちた書である。私は敬愛する 米倉教授の両書における見解にほぼ全面的に賛成 である。例えば氏は適性試験も不要というが (同・前掲『法科大学院雑記帳Ⅱ』183 頁等), つ とに私は統一的適性試験に反対した(拙著 B 121 頁以下)。なお、米倉氏は「法科大学院制度の現場 で苦労してもしていない者が法科大学院制度を直 そうとしたり、新司法試験制度を直そうとしたり するようなことは、とかく実際的でないものに終 わるので、私としては絶対してほしくないのであ る。」という(同・前掲『法科大学院雑記帳Ⅱ』69 頁)。まことにごもっともで、本節とくに司法試験 関係の論述にあたっては躊躇を感じたのだが、基 本的に氏の意見に対する応援団のような立場なの で許してもらえるか、と愚考して書き進めた次第
- 39) 久保利英明「司法試験と未修者教のあり方を見 直す抜本的改革」ロースクール研究 15 号 (2010) 63 頁。

- 40) 久保利・同論文 64 頁。
- 41) 米倉・前掲(注 38)『法科大学院雑記帳Ⅱ』202 頁以下,前掲(注 38)『法科大学院雑記帳Ⅱ』29頁 以下。短答式について久保利氏は廃止か,ごく基 礎的な知識の有無を判定する目的の「足切り」の みにとどめ,最終合否の判断には用いるべきでは ない。」とする(久保利・前掲(注 34)「司法試験 と……」65 頁)。一つの現実的な提案といえよう。
- 42) このことは拙稿・前掲(注37)「法学教育における……」38頁で指摘した。
- 43) 目の前に難しいテストがあると「よし,100点 とるぞ!」と一種のドーパミン効果がでるみたい で、受験が一種の快楽になっている受験秀才がい るとのこと(古賀・前掲(注26)『官僚を……』 60頁)。こういう連中を相手にいくら試験をやっ ても本人のプライドを高めるだけで無意味だろう。 (原発事故に関連して武田邦彦教授は「いわゆる優 秀な学者というのは、実はあまり自分の頭で物事 を考えたことのない人たちなのです。それはむし ろ出された問題を解くというだけの優秀さなので す。」と述べている(同『放射能列島 日本でこれ から起きること 誰も気づかない環境被害の真実』 (2012, 朝日新書) 59頁)。安富歩『幻影からの脱 出 原発危機と東大話法を越えて』(2012,明石書 店)33-39頁にはこの種の優秀な頭脳の解明に関 する説得力に富む論述がある。)
- 44) 私は司法修習とくに裁判所での修習の意義を決して軽んずるものではない。比較法的にも裁判所修習はドイツやスウェーデンなどでは古くから行われてきた法曹教育上極めて価値ある制度である。しかし法実務の現代的変容や法曹人口の飛躍的増大は司法試験合格者全員の司法修習を現実的に困難ならしめつつある。少なくとも選択的修習の採用はやむを得ないというべきであろう。
- 45) 青山・前掲(注3)「司法制度改革審議会意見書からみた……」68-69頁。なお,同69頁注11挙示の文献等参照。
- 46) これは同国の法科大学院設置、法学部廃止の問題に深く関わった重要人物と親しい人から聞いた話である。その正否を確認することはできないが、法学部の廃止はとくに私学にとっては大学経営上決定的な影響を与えるし、また教職員の雇用に絡む深刻な労働問題を惹起するから、そう簡単に処理できるとは思えない。したがって、形式的名称変更という話はすこぶる説得力を有するように思われる。なお、吉垣実「韓国の司法制度について」大阪経大論集59巻4号(2008)62頁注2参照。この吉垣論文は韓国の司法制度を理解するうえですこぶる有益である。
- 47) 久保利・前掲(注39)「司法試験と……」64頁。
- 48) 準法曹概念について詳しくは、拙稿「法の担い 手の特殊日本的存在形態 — "擬似的法の支配" の担い手としての準法曹」『法の担い手たち』法文 化(歴史・比較・情報) 叢書⑦(2009, 国際書院 ⑨)222-224 頁参照。
- 49) 同論文 230 頁。古賀氏は最近の事例として「幼保一元(一体)化」という政策がなかなか進展しないのも、幼稚園は文部科学省、保育所は厚生労働省と所感が異なるからだという(同・前掲(注26)『官僚を……』97 頁。準法曹問題が格段に難しいのはその所管官庁がそれぞれ異なるからであ

る。したがって、司法審が準法曹問題に手を抜いたのは作業の迅速化・効率化のための賢明な選択だったともいえよう(意識的か無意識的かは別にして)。

- 50) 拙稿・前掲(注48)「法の担い手の……」226頁。
- 51) 拙著 A 124 頁以下参照。
- 52) 拙著 A 132-133 頁。
- 53) 拙著 A 120 頁およびその注記参照。なお、弁護士と司法書士会との争いについてはいわゆる埼玉訴訟が有名である(拙著 A 130 頁注 15)。
- 54) 太田「法曹の質とロースクール」ロースクール 研究 15 号 (2010) 59 頁。
- 55) 引用はいずれも同論文62頁。
- 56) 瀬木氏は「筆者の実感としても、医師の能力の 格差は法律家のそれより大きく(これには、古く から言われている医師国家試験の問題が大きな原 因としてあると思う),高度な医療が安心して受け られる地域は、必ずしも広くないと感じる」とい う (瀬木・前掲 (注11) 『民事訴訟実務と…』 519 頁)。一患者としての氏の実感が果たしてどれほど の客観性を有するか疑問であるにせよ、これを肯 定するとすれば弁護士の質の問題はそれほど深刻 な問題ではないようである。というのは、弁護士 は刑事事件その他の一部の事件を除けば医師ほど にはクライアントの生命・身体・財産の緊急・切 実な危険に関わらず、受任事件についてじっくり 時間を掛けて勉強すればよいからである(米倉・ 前掲(注38)『法科大学院雑記帳Ⅱ』99頁参照)。 瀬木氏も「成績や法律論の面ではさほど芳しくは なかった修習生の中に, しかし性格面ではよい部 分のある人がかなりいて, それらの若者たちが, 弁護士となってから, 小さいけれども必要な仕事 を誠実にこなしている例をいくつか見たことは評 価しておきたい。」とし、こうした『よい開業医』 的な弁護士がふえてゆくことは、司法全体の信頼 のために非常に重要なことであると考える。」と述 べている(同・前掲(注 11)『民事訴訟実務と…』 542-543 頁)。なお関連して、サラリーマン(銀行 員)から弁護士になった浜中善彦氏が「弁護士に はサラリーマンに必須とはいえない資質が求めら れる。それは、人に対する思いやりとやさしい心 であろうと思う。」と書いていることも注目される (河野・前掲『司法改革の…』はこの点を重視して 同書に引用する(200頁――原論考「サラリーマ ンと弁護士」は自由と正義2011年10月号に掲載)。 そこにはまた「弁護士増員に反対する意見もある が、ずいぶんと甘ったれた意見である。弁護士は サラリーマンよりもリスクが高い職業であること は覚悟すべきである。」という厳しい発言もみられ

ちなみに、私はかねて法曹の資質論について3Yの原則(第1のY やわらかな頭、第2のY 優しいハート、第3のY 勇気)を提唱しており(拙著・前掲(注13)『裁判法の考え方』200-201頁)、幸い多くの読者のご支持を得ている。つい最近も司法研修所の民事裁判教官の某氏から、同書中のこの原則に言及する拙稿「『在野精神とは何か』あるいは法曹の資質論に関する一管見」を担当クラスの修習生全員に配布したいので了承して欲しい旨の申し出があり、もちろん快諾した。いささか自慢話めいて恐縮だが、第2のYは浜中説

と共通する面があると思うので、ここに一言させていただく次第である。

- 57) 拙著 A 60 頁注 12 参照。
- 58) 法社会学者の久保山力也助手は、韓国で現実的に挙論されている隣接職種従事者すなわち準法曹への処遇として7つの選択肢を挙げているが、その最後は「5年なり10年なりの期間を定め『隣接』資格を一律廃止する。」というものである(同「『隣接』の再生と解体」法社会学76号(2012)234-235頁)。ちなみに、国際的にみて準法曹事情がわが国に近いのは韓国のみのようである。広渡清吾編『法曹の比較法社会学』(2003、東京大学出版会)210-211頁(尹龍澤執筆)。
- 60) 「税務署をやめて税理士になる人は多いのですが、 その数は従来より半減しています。税理士登録を しても食えないからです。それどころか、廃業者 が増えている有様。若い税理士は独立しても仕事 が乏しく、身動きが取れずに苦しんでいる人が多 いのが実情です。」という指摘もある(鳥飼重和 「弁護士業界の今後の課題は新たなマーケットの開 拓」月刊ローヤーズ 2012 年 1 月号(The Lawyers January 2012) 70 頁。ただ、厳しい経済状況がそ の大きな原因であるにせよ, この国の税理士一般 が真に納税者の権利の代弁者ではなく税務署の下 請け的存在に堕しているという、いわばその存在 根拠が問われている面も影響しているのではない か。あえて門外漢の立場からの疑義を呈しておき たい。ちなみに、鳥飼弁護士は日本税理士連合会 顧問である。
- 61) 「法曹の新しい職域と法社会学」と題する法社会 学76号は、本節の諸論考をより良く理解するため にも有益である。
- 62) 本文の文脈からはそれるが、ここで、最近出た 榊原英資『財務省』(2012、新潮社新書) について 一言することをお許しいただきたい。 卒読した限 りスウェーデンに言及する箇所があり、 本されて おり、スウェーデン法の研究者である私の著作中の記述の信頼性にいささか影響しかねないからある。それは「公務員天国はスウェーデンやノルウェーなどの北欧諸国です。対 GDP 比の公務員の規模は双方とも 30% 弱と日本の5倍近くになりの規模は双方とも 30% 弱と日本の5倍近くになっています。厚い社会福祉を維持するために多く人たちが少なくありませんが、北欧こそ公務員 だということのも留意する必要があるでしょう。」という個所である(同書72頁)。

定義いかんによるけれども, 普通の意味で単に 公務員の数が多いことが即公務員天国なのだろう か。私はかなりの長期間何回もスウェーデンに滞 在して多少当地の事情に通じているつもりである が、税金の高いことをこぼす人は多いにせよ、公 務員が税金を無駄遣いしているという批判は聞い たことがない。(もっとも、エヴァ・ガブリエルソ ン、マリー=フランソワーズ・コロンバニ、岩澤 雅利訳『ミレニアムと私』(2011,早川書房)127, 218 頁など参照)。行政最高裁長官の友人も公用車 を持っていないし,各省大臣さえ同様とのことで ある。(拙訳著『[翻訳] スウェーデン手続諸法集 成』(2011, 中央大学出版部) 215 頁。) 真に社会 福祉サービスを行うために公務員が必要ならばそ の増員はなんら差し支えないはずで, それを公務 員天国というのはおかしくないか。公務員天国と は各省庁の部長・審議官クラス以上の幹部職員に は全て個室, 秘書, 自動車が付くという日本の公 務員(古賀・前掲(注26)『官僚を……』75-76 頁) にこそ当てはまる話だろう。ちなみに、スウ ェーデンでは行政訴訟は無料で、民事訴訟よりも はるかにアクセスしやすい。わが国とは全く正反 対である。(拙訳著・前掲『[翻訳] スウェーデン 手続諸法集成』96-97 頁等。)

なお、フランスの官僚が超エリート集団であることは従来からわが国によく紹介されており、榊原氏もそれをしているが(榊原・前掲42頁以下)、フランスの哲学者が「フランスはまだスカンディナヴィアと同様な真の民主主義文化を有しないようだ」と新聞に書いていることも事実である(拙訳著・前掲『[翻訳] スウェーデン手続諸法集成』97頁)。

私は官僚バッシングの大合唱ともいえる最近の 状況の中で同書のような財務省擁護論の立場の本 が出版されることも有意義だと思うし、傑出した 官僚およびエコノミストとしての氏に対して相応 の敬意を抱いているつもりである。しかし上記の ような論述に接すると、同書中の他の部分でも氏 の議論を素直に受け入れることについ警戒感を抱 いてしまう。(それに氏はかなり意図的に一般読者 の反感を買うポレミックな論述を好んでいるとみ える。) それでも, かつて氏のブローデルに関する 「『地中海』と私 8 市場・資本主義・歴史」(浜 名優美訳『〈普及版〉地中海 Ⅲ 集団の運命と全 体の動き 2』(2004,藤原書店)所収)という出 色のエッセイに感銘を受けた私は、爾来この官僚 知識人に対して抱いてきた畏敬の念を捨ててはい ない。ちなみに、このエッセイは私の深く敬愛す る大教養人の国際弁護士・伊藤和子先生から推薦 付きで送られてきたコピーで読んだという曰くが

- 63) 同誌22頁。(以下,この特集の論考の引用の仕方はやや略式化してある。)
- 64) 同誌 25 頁。
- 65) 同誌 26 頁。
- 66) 同誌 25-26 頁。
- 67) 同誌 34 頁。
- 68) 同頁。
- 69) 同誌 47-48 頁。
- 70) 同誌 54 頁。
- 71) 瀬木・前掲書 (注 11) 『民事訴訟実務と……』 585 頁。
- 72) 同書 582 頁。
- 73) 法科大学院時代の法律学に関する一つの示唆的

論考として, 馬場健一「法律学と法実務との連携のための課題― ある情報公開最高裁判例を素材に―」法律時報84巻3号(2012)68頁以下参照。

74) わが修習生時代の司法研修所長(のち最高裁判事)・松田二郎博士は優れた商法学者でもあって、「実務としての法律学」ということを強調され、修習生に対して「単なる実務家になってはいけない」と戒められた。その精神は法科大学院教育においても堅持されるべきだと考える。

なお、念のために記しておくが、上記の法学部の構造改革は学生の教育の問題であって、教員の研究の問題ではないことについては拙著 A 55頁 参照。また、法曹資格と研究者教員との関係について「基礎法学は別として」と本文に書いたけれど、優れた基礎法学者で法曹の資格と経験を有する人が現に存在することも紹介しておこう。日本法哲学会の理事長も務めた島津格教授は若いころ大学の専任教員になる前は弁護士をしていた。氏の生き方に興味を覚えた私は当時氏にお会いして実務と学問との両立についてお話を伺った記憶がある。

- 75) ロースクール研究17号60頁。
- 76) 「反貧困」運動を担う NPO「もやい」のスタッフは「相談者の声が社会の中心だという錯覚が起きた時、僕らの視野は狭くなる。画一的でないスタンスで訴えていく必要性をまなばせてもらった」と感想を述べた。」(浅尾大輔「若者たちは訴える古市憲寿さんとの対談から」東京新聞 2012 年7月2日(月)夕刊5面)とのこと。こういうしなやかなスタンスの若者たちは、省益の擁護に狂奔するエリート官僚連にくらべて何と素晴らしい存在だろうか。この国の未来に希望を感じさせる。私はこの記事を読んでしばし幸福感に浸ったことを告白する。

なお、本文で就職先(企業)研究のための努力 の不足という指摘は求職者にとって有用な反省材料だろうと書いた点に関連して、その後「志望動機も、自分の志望の理由ではなくて、相手方がものを欲しくなる理由をあたかも自分の志望動機であるかのように『偽装』して話すことが大切」のだという含蓄に富む論述に接した(瀧本哲としての交渉思考』(2012、星海社新書)118頁)。正しくその通りだろう。そして凡庸ならざる人事担当者には、このような偽装の志望動機を通じてさえ真に自社に有用な人材を発見する能力が求められている。他方、凡庸・狭量な人事担当者は偽装工作に瞞着されて真の意味での自社の利益は偽装工作に瞞着されて真の意味での自社の利益は偽装工作に瞞着されて真の意味での自社の利益に官僚の採用の場合には国益)を損なうミスを冒す危険がありうることに留意すべきだ。

ちなみに、本書は同じ著者の前掲(注29)『僕は君たちに……』、同(注33)『武器としての決断 思考』とともに必読に値する好著といえよう。

- 77) 同誌 23 頁。
- 78) 馬場健一教授は「行政が……粗雑な我流の『法解釈』を回避し、またより迅速・真摯に『法を学ぶ』ことを可能にするよう、その顧問弁護士などに加えて組織内に弁護士等の法律専門家を採用することも求められているというべきである。」と当然の事理について正当な指摘をしている(同「行政はいかに法を学ぶか――情報公開問題から見た

『法治行政』の現実と行政争訟の機能 — 」法社会学75号(2011)202頁)。また,鈴木庸夫編『自治体法務改革の理論』(2007,勁草書房)は自治体法務の改革について総合的に論じており一読に値する。「第6章 自治体の訴訟法務」の筆者は法科大学院出身者である。

- 79) 東京新聞 2012 年 4 月 18 日 (水) 5 面。
- 80) 法社会学76号は「法曹の新しい職域と法社会学」と題されているが、地方自治体の条例立案担当者の法曹化への言及など全くない。同誌では一般的に利用者の視点が強調されており、それはもとより大切なことであるけれど、法化社会の実現は究極的に利用者・国民の利益に帰するという視点からの大局的な考察が不十分な印象を受ける。その中で「司法制度改革の崇高な理念は別にしても、『隣接』はやはり整理淘汰の渦の中にある。」と断言する久保山論文の終わりの一文に清新なものを感じた(同・前掲(注58)「『隣接』の……」235頁)。
- 81) 拙著 A 59 頁注 9。
- 82) 山名学「裁判所職員総合研修所について」法の 支配 156 号 (2010) 66-67 頁。
- 83) 同書 VII, 353 頁等。
- 84) 拙著 B 66 頁以下。
- 85) NHK Eテレ「さかのぼり日本史 島原の乱 "戦国"の終えん」2011年10月25日(火)。こ の言葉は法科大学院論議に関わる全ての論者が銘 記しておくべき名言といえよう。
- 86) 反原発の先駆的研究者の小出裕章助教は、原発 事故について騙された被害者、国民にも責任があ るという(同『騙されたあなたにも責任がある 脱原発の真実』(2012, 幻冬舎新書)5-6,195 頁 等。われわれの世代の製造物責任はそれ以上に強 い意味で自覚されるべきだと思う。
- 87) 2012 年8月6日の新聞報道は、政府は5日、司法試験合格者数の目標を現行の3千人から2千人に引き下げる方針を固めたことを伝える(東京新聞2012 年8月6日(月)朝刊3面)。1の冒頭部に記した総務省勧告などにかんがみ現在の民主党政権の下でこのような近視眼的愚策が行われるかも知れないことはある程度予測されたことではあるが、やはり一種の意気沮喪感に囚われるのを否定し難い。だが思い直せば、こういう状況の中だ

からこそ本稿を書く意味もあるのだといえよう。 政府は法相を中心とする関係閣僚会議と下部組織 の有識者会議を設置し、本年度末までに結論を取 りまとめる予定という(同記事)。さらに同月21 日の報道は、有識者会議(「法曹養成制度検討会 議」)の座長に佐々木毅教授(注4のコラムの筆 者)が就任したことを報じる(同紙同月21日 (火)夕刊2面)。この座長人事には闇夜に一縷の 光明を得た感を覚える。佐々木氏の活躍に大きな 期待を寄せたいと思う。

ところで,校正中に宗教学者町田宗鳳教授の 「ニホンの『原体験』上、下」と顕する論考に接し た (同紙同年9月1日 (土) 12面, 同月8日 (土) 21 面)。町田氏は、東日本大震災は日本という国 の「原体験」(その国のカタチそのものが変形する ほどの歴史的な大事件のこと)であって、保元・ 平治の乱, 黒船来航, 太平洋戦争とその敗北に比 すべきものだという。あれは日本という国のカタ チが変わる, そして変わらなくてはならない大事 件だったのに, 国民の大半は被災者に同情を示し つつも目先の不便や景気の動向だけに意識を向け、 大量消費生活を改めようとはしないことを批判す る。司法制度改革、法曹養成制度改革の問題も東 日本大震災という原体験との関連における真摯、 切実な根元的考量を迫られていることを改めて認 識させる重要な指摘と受け止めなければなるまい。 (氏の独自の「文化の祖型」論に賛同するかどうか は別論として。)

また、校正中に読んだ本の一つに安富・前掲者は注3)『幻影からの脱出』がある。この中で著名は放射能の危険性を明らかにしたために予算を絶たれ、研究所副所長、教授の職を退き、市民科学者として活動したジョン・ゴフマン博士ということを信頼するかどうかを判定するには、その人のでは不十分だと思います。その人が立派な人なのかどうか、それにいます。その人が立派な人であれば言うことを理解するだけでは不十分だと思います。その人が立派な人なのかどうか、そにがじる」(285頁)「こんな考えは、学者の世界でいるなり野を渡り歩いて研究し、いろいろな学者を見てさればいる。しからはは、……いろいろなきたのですが、最終的にこの、世間的な方法が一番信頼できる、という結論に到達したのです。」

(286 頁) と述べている。法律学や司法制度改革の 議論においては一入このことが強調されるべきだ ろう。顧みて忸怩たるものがあることを認めざる

を得ないけれど,自分自身のことについては読者 のご判断に委ねるほかない。